

第25期佐世保市農業委員会第6回総会議事録

1 開催日時 令和5年11月27日(月) 13時30分から15時00分

2 開催場所 総合教育センター2階 中研修室1、2

3 出席農業委員(19名)

委員 1番	廣瀬 忠之	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	北村 憲治	委員 12番	伊賀崎典正
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	中里 政義	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	本城 充	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	磯本 安男	委員 16番	赤木 行秀(会長)
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義
委員 8番	手光 晴也	委員 18番	内野 正実
委員 9番	牟田 昇	委員 19番	大宅 和子
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員

なし

5 出席推進委員(18名)

針尾地区	永田 照雄	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	古川 清志	中里地区	永田富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	富川 利光
三川内地区	迎 篤之	吉井地区	末永 広幸
早岐地区	久野 孝典	世知原地区	尾崎 修平
日宇地区	丸田 浩行	宇久地区	畠中 辰秀
佐世保地区	松永 豊吉	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	山中 幸治	江迎地区	小川 憲人
大野地区	村田 司	鹿町地区	松田 庄二

6 欠席推進委員

なし

7 農業委員会事務局職員

事務局局長	有富 暢一
事務局次長	小長 賢二

事務局係長 天羽 孝太郎
事務局係長 田村 友哉
事務局主査 藤 和弘
事務局主査 岩佐 隆志
事務局主査 岩崎 孝典
事務局主査 田中 豊

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第39号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第40号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第41号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
第42号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について
第43号議案 農地改良等届について
第44号議案 非農地証明願について
第45号議案 農用地利用集積計画（案）について
第46号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】（案）について
第47号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請（案）について
第48号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について
第49号議案 令和5年度遊休農地所有者への利用意向調査の実施について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告4 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について
報告5 非農地通知について
報告6 非農地通知の取消について
報告7 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告8 農用地利用集積・配分計画解約通知について
報告9 宇久メガソーラーについて

9 会議の概要

副会長 只今より、佐世保市農業委員会第6回総会を開会いたします。一、開会。
会長挨拶。

会長 皆さんこんにちは。

23日の勤労感謝の日は、宮崎で真夏日を記録し佐世保でも小春日和の暖かい日でした。小春は陰暦の10月、現在の11月から12月上旬にあたり、冬の季語だそうです。これから一雨ごとに温度が下がっていきます。今年は寒暖差が激しくなっております。年の瀬を迎え、健康管理に十分注意され、仕事に励んでいただければと思います。

迎篤之さんにおかれましては、瑞宝章の受章、誠におめでとうございます。新年会の席でもお祝いしたいと思います

本日は第6回総会です。よろしくご審議お願いいたします。

副会長 それでは、②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。現に在任する委員19名のうち19名の出席により過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、本総会が成立していることをご報告いたします。

副会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、11番 近藤誠委員、12番 伊賀崎典正委員、補充として13番 水口一男委員にお願いいたします。

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。

第39号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第39号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてご説明します。

1番、日宇地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、日宇町の1筆。地目は、登記畑、現況遊休農地。面積は360㎡です。転用目的は農業従事者住宅。施設は住宅1棟木造平家建、建築面積86.94㎡です。耕作者なし。農地区分は農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは佐世保市立日宇中学校から西に約230mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。整地のみ行う。土間部分についてはコンクリート打設とする。日照通風、建物高を加減。5.1m程度。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水・生活雑排水は下水道。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は農業従事者住宅で許可不要に該当します。

1番の案件につきましては、関係する委員の方がおられます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき審議をいたします。該当する委員は一時退席願います。

～委員退席～

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。6番日宇地区

6 番 6番磯本です。11月25日に申請者と現地確認をしました。この農地は、本宅から10mくらい離れた所で、今までビニールハウスの農地として利用していました。現在子ども、孫と同居していて、手狭になり建築されます。周囲は全て申請者の農地であり、被害防除計画通りに建築していただければ問題ないと見てまいりました。よろしくお願いします。以上です。

議 長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

農業委員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第39号議案は許可相当として県に進達いたします。
委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 次に、第40号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第40号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町福井。地目は、登記畑、現況休耕。面積は1,126㎡です。転用目的は蓄電池設備。権利は所有権移転売買です。施設は蓄電池3台89.19㎡、キュービクル設備1台21.12㎡、管理小屋1棟24㎡です。耕作者なし。農地区分は農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは吉井町福井公民館から北に約50mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。整地のみ行う。蓄電システム設置部分のみコンクリート舗装する。日照通風、建物高を加減2.896m程度。緩衝地を設ける。幅1m程度。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は都市計画区域外です。

2番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町直谷。地目は、登記田、現況休耕。面積は284㎡です。転用目的は店舗用地のドッグラン。権利は所有権移転売買です。施設は店舗1棟15.95㎡、ドッグラン284㎡。駐車場6台分です。併用地ありで、計画全体面積は587.25㎡です。耕作者なし。農地区分は農振内白地で、10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは佐世保市立吉井北小学校南東に約230mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.0m。土留め工事をする。法面保護をする。日照通風、建物高を加減。5.0m程度。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は都市計画区域外です。

3番、江迎地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町飯良坂。地目は、登記畑、現況畑及び農業用資材置場。面積は994㎡です。転用目的は農家住宅。権利は、使用貸借権設定です。施設は、住宅1棟木造平家建、建築面積149.80㎡、農業用資材置場38㎡、併用地ありで計画全体面積1,121.12㎡ですが、うち法面が302㎡です。耕作者なしと記載しておりますが、誤りで地権者により利用されております。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは根引池から西に約1.3kmの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.3m、切土最高0.7m。植栽にて法面保護をする。日照通風、建物高を加減、6.9m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は農業従事者住宅で許可不要です。

以上ご審議よろしくお願いたします。

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番吉井地区。

13番 13番水口です。11月24日に末永委員と現地確認を行いました。1番の現地は畑ですが、10年以上耕作されておりませんで、荒れた状態ではないのですが、庭木の樹木がまばらに植栽されている状態です。転用後の利用目的は、大型蓄電池の設置、運用です。九電の供給電力が余ったり、足りなかつたりするので、余った時に大型蓄電池へ電力を蓄えて不足の時に送電する施設です。九電は、今まで余った電力は捨てていたそうで、もったいない話が蓄電池の利用で活用されればいいことだと思います。なお、周辺への悪影響など色々な角度から検討いたしましたが、何ら問題ないと判断しました。

2番も11月24日に末永委員と現地確認を行いました。申請者は、吉井町内に動物の美容院を経営されていますが、経営上ドッグランの必要性が高いということで申請されます。自分の土地も利用されますが、それだけでは足りないので隣接地の休耕地をドッグランとして利用されます。これにつきましても、ドッグラン設置後の周辺への悪影響など色々な方面を検討いたしましたが、何ら問題ないと判断しました。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

末永委員 吉井地区の末永です。今、水口委員が言われましたように、1番2番ともに計画通り実施していただければ問題ないと判断しております。以上です。

議 長 次に3番江迎地区。

1 7 番 17番松永です。11月26日に小川委員と現地調査を行いました。譲受人が結婚されることになりましたが、三世代同居ですので、家を建てたいということです。何ら問題ありません。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

小川委員 江迎地区の小川です。今、松永委員が言われましたように、何ら問題ありません。元々の家を取り壊して建てて直す考えもあったそうなのですが、後ろが急傾斜地で上にビワを栽培されています。30度以内に入る建物は、急傾斜地には認められないということです。畑に移動しなければ建てられないため、今回の農地で申請されています。よろしくをお願いします。

議 長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

1 5 番 15番西尾です。1番の蓄電池で1台当たりの蓄電能力はどのくらいですか。それと、現在の太陽光パネルの発電量をお願いします。

議 長 事務局分かりますか。

事 務 局 まず、最後の質問にあった太陽光パネルですが、併設する太陽光パネルの蓄電池ではなく、蓄電設備のみを設置する形になります。九電の計画全体の中で余る昼間の余剰電力のみを一時的に貯めておき、夜間や災害時に出す仕組みになります。どこの太陽光パネルの分を貯めるということではありません。

次に最初の質問の蓄電能力ですが、1台当たりの容量が、2,150kwhを3台となります。蓄電池ですが、イメージ的にはトラックのコンテナのような物を想像していただければいいと思います。トラックのコンテナ状の物を3台並べて中身は蓄電池ということになります。変電設備は、連携用のキュービクルとなりまして、3台分のコンテナの蓄電池をキュービクルに繋ぎます。単位は、750kvの3系統となっております。九電の電線から変電設備で変圧をして、蓄電を行います。この電気そのものについては、電線から来るものなので、どこで発電したものかはわかりません。九電の計画の中で、例えば今日は晴れていて太陽光の発電量が多い分を、計算上この蓄電池に回して充電させます。そして、不足する時に変電設備で変換して家庭へ送電します。

1 5 番 譲受人は、九電の子会社ですか。

事務局 譲受人は、九電の子会社ではなく、九電と連携契約を結んで蓄電事業をしています。イメージ的には倉庫業みたいなもので、契約して行っている形で子会社ではありません。

1 5 番 2,150kwh のキュービクル3台はかなり音がすると思うのですが、どの程度かわかりますか。

事務局 契約上の音に関する部分は、今見つけることができていません。懸念ということであれば、住宅が1軒あるので対応をどうするか事業者に注意事項としてお伝えしたいと思います。よろしいでしょうか。

1 5 番 後から苦情が出てきたら大変なので、それがいいと思います。宇久にある変電設備もかなり音がします。周りに住宅があるなら、対策をした方がいいと思います。以上です。

事務局 事業者には配置計画等考慮しているのか検討いただき、近隣住民にお話ししていただくよう伝えます。

議長 騒音については、事務局よろしくお願ひします。ほかにご意見はございませんか。

9 番 9番牟田です。1番について、転用面積が1,126㎡で施設の面積が130㎡程ですが、この面積が必要なのでしょうか。内訳とかはわかりますか・

事務局 転用面積は、記載のとおりです。コンテナとコンテナの間は、広めにとるそうです。具体的な内訳は記載されていないのですが、全面をフェンスで囲って、余裕をもってコンテナを3つ並べて置きます。駐車場と管理スペースも設けるので、土地の形状からして無駄になる場所はほとんどありません。隣接への緩衝地も確保しています。

9 番 必要な面積ということですね。

議長 ほかにご意見はございませんか。

農業委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。第40号議案は許可相当として県に進達いたします。

次に、第25号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第41号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、ご説明いたします。こちらは令和2年11月25日付で許可を得た、農地改良目的の土捨場の一時転用の期間延長に係る計画変更承認申請となります。

1番、江迎地区。当初申請者、変更申請者は記載のとおりです。申請地については、当初計画は江迎町奥川内の5筆。計画変更後も変わりありません。当初の転用計画は土捨場。計画変更後の転用目的に変更はありません。変更の理由としましては、公共事業に係る残土の土捨場として土砂の受け入れを3年間行い、埋立て完了後に農地（牧草地）として利用する計画であったが当初許可を受けた3年間での埋立て完了が困難となったため、2年間の工期延長を行うもの。復旧後の耕作者あり、農地区分は、農振内農用地です。参考事項としまして、こちらは堤原ため池より西に600mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土、最高1.5m。緩衝地を設ける。盛土法面を適切な勾配とし、必要に応じて法面の下流側にシガラを設置して土砂流出を防止する。日照通風、建物を建設せず、土捨て完了後に農地に復元するため、日照通風に影響を及ぼすおそれはない。排水計画、雨水は自然流下。現況の流域と同じように排水を行う。排水構造物は設けずに雨水を一箇所に集めず全体に散らす方法をとる。必要に応じて下流側にシガラを置き、土砂流出の防止に努める。汚水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。

なお、当初申請は令和2年10月13日に申請が行われ、同年11月25日付で許可となっております。当初計画期間は令和2年12月15日から令和5年12月14日までの3年間。今回の計画変更申請で2年間延長して、令和7年12月14日までに農地復元を行うこととなります。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番江迎地区。

17番 17番松永です。11月26日に小川委員と現地調査を行いました。当初の計画が甘かったと言えればそれまでですが、公共事業の残土が少なかつた関係で完了に至っていないということでやむを得ないと見てまいりました。以上です。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

小川委員 江迎地区の小川です。今、松永委員が言われた通り延長となっておりますので、よろしくをお願いします。

議長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

農業委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。第41号議案は、許可相当として県に進達いたします。
次に、第42号議案 佐世保農業振興地域の整備計画変更に伴う農地転用との調整等
について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、第42号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等
について、ご説明します。

1番、江上地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、江上町。
地目は、台帳畑、現況遊休地。面積は198㎡です。転用目的は分家住宅用地です。耕
作者なし。農地区分は、現在農用地の樹園地となっていますが、農用地区域からの除外
確定後は第2種農地です。こちらは、サン・レモリハビリ病院付近に位置しています。
変更理由は記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外で、分家住宅用地です。
変更理由の申出人の住所が江上町となっていますが、現在白岳町にお住まいです。

2番、皆瀬地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、踊石町の
2筆。地目は、台帳田、現況田、荒地。面積は2筆合計363.65㎡です。転用目的
は、分家住宅用地。耕作者あり。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用
地区域からの除外確定後は第2種農地です。こちらは、踊石新町公民館付近に位置して
います。変更理由は記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外で分家住宅用
地です。

以上、農用地区域の除外等の申出に関し、佐世保市長より農業委員会に意見照会がな
されたものです。総会での審議結果を農業委員会の意見として農政課に回答します。

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番江上地区。

2番 2番北村です。11月26日に迎委員と現地調査を行いました。申出人の家族が増え、
家を建てたいということです。実際畑は使用されておりませんし、周辺に影響すること
は全くありません。北の方は山で、南が海岸です。申出人がサン・レモリハビリ病院に
勤めていて、住居を構えるということで、問題ないと見てまいりました。以上です。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

古川委員 江上地区の古川です。今、北村委員が言われた通り、特に問題はありませ
ん。以上です。

議 長 次に、2番皆瀬地区。

19番 辻委員に代わり、19番大宅です。11月22日に台帳名義人、辻委員、山口推進委員と現地調査を行いました。申請人と台帳名義人は親子で、分家住宅を建てたいということでした。被害防除計画書通りに施工していただければ問題ありません。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

山口委員 皆瀬地区の山口です。今、大宅委員が言われた通り、問題ありません。よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

農業委員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第42号議案の案件につきましては、総会での審議結果を農業委員会の意見として農政課に回答します。

次に、第43号議案 農地改良等届について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第43号議案 農地改良等届について、説明いたします。

1番、宮地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在は、萩坂町の1筆。地目は、登記田、現況休耕。農地面積、施工面積は1,857㎡です。農地改良を必要とする理由は「田から畑へ転換（耕作地を傾斜面にし排水を促す）を行うことにより、転作作物（温州みかん）の品質と作業効率の向上を図る。」参考事項としまして、こちらは、宮小学校から北へ約160mの位置にあります。作付計画は、みかん。作付予定日は、令和6年3月31日。工事期間は、令和5年12月1日から令和6年3月31日。施工業者、土の採取場所、土の種類は、記載のとおりで、埋立ての高さは、盛土最高0.5m、切土最高1.0mとなっております。土の量は750㎥、添付書類等は記載のとおりです。こちらは、農振内農用地です。

2番、宮地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在は、萩坂町の2筆。地目は、登記田、現況休耕。農地面積、施工面積は2筆合計2,500㎡です。農地改良を必要とする理由は、「二段の田を整地し畑へ転換（耕作地を傾斜面にし排水を促す）を行うことにより、転作作物（温州みかん）の品質と作業効率の向上を図る。」参考事項としまして、こちらは、宮小学校から北へ約100mの位置にあります。作付計画は、みか

ん。作付予定日は、令和6年3月31日。工事期間は、令和5年12月1日から令和6年3月31日。施工業者、土の採取場所、土の種類は、記載のとおりで、埋立ての高さは、盛土最高1.0m、切土最高1.0mとなっております。土の量は750m³、添付書類等は記載のとおりです。こちらは、農振内農用地です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番2番宮地区。

3 番 3番阿波です。11月25日に届出人、坂口委員と現地確認を行いました。ここは基盤整備をされている所ですが、耕作をされないと今後こういう場所が出てくると思われ
ます。宮では一部住宅に転用した以外では、最初の転作のケースになると思います。届
出人所有が1筆、2番の2筆を地主の了解を得て、平らになっている2段を緩やかな傾
斜をつけた1枚にするようです。西海みかんを頑張っている若手で特に問題はないと見
てきました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

坂口委員 宮地区の坂口です。今、阿波委員が言われた通りで、周辺の土地改良区の田んぼの
方々とも話しはできているということで、被害防除計画通り工事していただければ、何
ら問題ないものと思ひ見てまいりました。よろしくお願いたします。

議 長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

4 番 4番中里です。1番と2番で面積が違うのに土の量が同じなのはなぜですか。動かす
量ですか。

3 番 3番阿波です。動かす量です。

議 長 ほかにございませんか。

農業委員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第43号議案について、受理することといたします。
次に、第44号議案 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

- 事務局 はい、第44号議案 非農地証明願について説明いたします。
1番、日宇地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は大黒町の1筆。登記地目宅地、現況宅地。面積は412.17㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは天神小学校から西へ約350mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-3-2に該当します。
以上、ご審議よろしく願いいたします。
- 議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番日宇地区。
- 6番 6番の磯本です。11月25日に丸田委員と現地確認を行いました。この土地は、登記も現況も宅地で、過去に農地だったということで、課税のみが農地となっていました。周囲には農地はなく、市街化区域で家ばかり建っている所です。何ら問題ないと見てまいりました。以上です。
- 議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。
- 丸田委員 日宇地区の丸田です。今、磯本委員が言われたとおりです。よろしくお願いします。
- 議長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。
- 農業委員 (なし)
- 議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。
- 農業委員 (挙手多数)
- 議長 賛成多数です。第44号議案について、非農地証明を交付することといたします。
次に、第45号議案 農用地利用集積計画(案)について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 はい、第45号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。
利用権の設定は、三川内地区1件、吉井地区3件、世知原地区1件、こちらの耕作者は新規就農者となります、江迎地区1件の合計6件。
所有権の移転は、日宇地区1件となっております。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。集積に関与した委員・推進委員名に記載漏れがございましたら、ご教示ください。
なお、所有権移転につきましては、委員の案件になりますので、この件を先行した形で、ご審議よろしく願いいたします。

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 所有権移転1番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき審議をいたします。該当する委員は一時退席願ひます。

～委員退席～

議 長 何かご意見等ございませんか。

農業委員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。所有権移転の1番の案件は、承認されました。委員は入室願ひます。

～委員入室～

議 長 それでは残りの案件の意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

農業委員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第45号議案は全て承認されましたので、(案)を削除願ひます。続きまして、第46号議案 農地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第46号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、宮地区1件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

農業委員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第46号議案は、承認されましたので、(案)を削除願います。
続きまして、第47号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第47号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請(案)について、ご説明いたします。

要請(案)につきましては、宮地区3件、三川内地区2件、早岐地区2件、の合計7件が計画されています。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

なお、3番につきましては、委員の案件になりますので、この件を先行した形で、ご審議よろしくお願いたします。以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 3番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき審議をいたします。該当する委員は一時退席願います。

～委員退席～

議 長 何かご意見等ございませんか。

農業委員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。3番の案件は、承認されました。
委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 それでは残りの案件の意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

農業委員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第47号議案は、全て承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農地中間管理機構へ要請いたします。

続きまして、第48号議案 農地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第48号議案 「農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)」について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る一括方式による利用権設定につきましては、針尾地区6件、宮地区1件、早岐地区1件、の合計8件の申し出がっております。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

農業委員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第48号議案は、承認されましたので、(案)を削除願います。

続きまして、第49号議案 令和5年度遊休農地所有者への利用意向調査の実施について(案)、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第49号議案 令和5年度 遊休農地所有者への利用意向調査の実施について(案)について、説明いたします。

この調査は、今年の8月まで行っていただいた農地利用状況調査の結果に基づき、遊休農地(A判定)の所有者等に対して、農地法第32条に基づき今後の意向を確認するもので、その調査方針、調査方法、調査内容、調査時期については議案に記載のとおりです。

次に、右上に「第6回総会 第49号議案 当日配付資料」と記載のある当日配付資

料をご覧ください。1枚目は、配布資料一覧です。書類の対象が所有者等のものと、委員のものがあります。

2枚目は、「意向調査における農業委員、推進委員の活動について」というもので、調査の目的、スケジュール、実施方法、対象者への送付書類、想定される問い合わせに対する回答案などを記載しております。3番に記載している書類を対象者に郵送しますので、委員のみなさまにおかれましては、問い合わせ等があった際は、調査の趣旨をご説明いただき、調査書を切手不要の返信用封筒に入れて回答するよう促してください。

3枚目は、「遊休農地の利用意向調査対象の皆様へ」というもので、両面ありまして、注意事項や意向調査の説明、流れが記載されています。

4枚目は、「遊休農地の利用意向調査について（お願い）」というもので、左上に印刷する農地所有者等の方へのお願い文書になります。

5枚目は、「農地における利用の意向について」という調査書の記載例です。対象者には、赤枠内を記入していただきます。

6枚目は、「活動報告書」の記入例です。意向調査に関する活動は、最適化交付金の活動実績の対象ですので、この記入例を参考に、活動報告書に記入してください。少し話が反れますが、来年度の最適化交付金は、今年度の実績が反映されますので、今年度の残りの期間も、引き続き、農地集積、遊休農地解消、新規就農促進の農地利用最適化活動を行っていただき、できるだけ漏れなく活動報告書への記入をお願いいたします。

話を戻しますと、資料一覧の7番に記載している意向調査対象農地の一覧については、担当地区の農地のみ添付しております。一番左の地区番号は、送付先住所を基準とした管理番号です。

今回の意向調査対象は、全部で1,393筆、面積823,903.95㎡、対象人数701人です。去年は、調査書の回答率が69.3%でした。回答が無い場合や郵便物が届かなかった場合は、地区担当の農業委員、推進委員に聞き取り等をお願いすることになりますので、その際は、よろしくをお願いいたします。その活動を行ったときは、活動報告書への記入をお願いいたします。

本日ご承認いただけましたら、調査書を12月1日に農地所有者等に郵送予定です。その回答期限を12月15日の予定としていまして、回答状況は整理できた段階でお知らせできればと思います。以上で説明を終わります。

議 長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

農業委員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第49号議案は、承認されましたので、「(案)」を削除願います。

これで、議案審議が終了しましたので、報告案件に移ります。
事務局の報告をお願いします。

事務局

はい、事務局です。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告4 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について

報告5 非農地通知について

報告6 非農地通知の取消について

報告7 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告8 農用地利用集積・配分計画解約通知について

事務局

報告9 宇久メガソーラーについてご説明いたします。これは、先月の総会におきまして、西尾委員から動議がございました件を受けて、情報共有のためにご報告するものでございます。～以下説明～

15番

15番西尾です。草払いはしているが、木が生えている所はそのままです。営農型の50haはしているかもしれませんが、それ以外はセイタカアワダチソウが生え、イノシシが走り回っています。工事準備中の40haは、維持管理されていません。

11月7日に飯良地区で工事着工前の説明会がありました。その中でも開発の許可はもらったからと、どのようにするのかの説明はありませんでした。尋ねても許可はもらっているとしか答えずに、地図上でここここを伐採しますとか、防風地帯を残しますとかの説明はありませんでした。海底ケーブルの敷設同意は九電工で交渉をしていますと今まで通りの回答でした。協定書については、自治協と結ぼうとしたが相手にしてくれない、協議に応じてくれないので断念しているとの話でした。これでは無責任な着工になります。資料では来年からとなっていますが、飯良地区は12月から着工だそうです。この報告は真実味がありません。

平成元年に可決した時と面積やパネルの大きさ等の矛盾点が出ていて、再度内容の精査が必要ではないかと思います。地区の説明会ではパネルを張るレイアウトが出来たら説明するとの話もあったが、それもなしで大まかな地図で説明するだけでそこまでしていません。開発するにしてもどこを伐採するかもわからない。山になっている所を営農型としていて、抜根して営農型にしますとの話がありました。当初は現状のまま利用するとなっていた所も山の様な箇所が1/3ほどあります。抜根をしないと営農型にできないはずですが、現状のまま利用するとの説明でした。

既に地形の改変をした所があります。そこは佐世保市へ監査請求がされましたが、却下されて訴訟を起こす準備をされています。違反をしていれば、事業の認定取り消しに

なると思います。佐世保市農業委員会は協定を結ぶことを条件としたのに、県が条件としなかったのは、県の不備だと思います。審査のやり直しが必要ではとの指摘も受けております。

事務局 ありがとうございます。引き続き新しい情報がありましたら、ご報告したいと思います。12月1日に業者が会長に挨拶に来るそうなので、おっしゃった内容は伝えたいと思います。以上です。

議 長 報告事項が終わりましたので、その他に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事務局 【次回総会の案内等について】
 【SMSについて】
 【タブレットの使用について】

議 長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副 会 長 本日は、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。
 これをもちまして、第6回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議 事 録 署 名 人

議 長 赤 木 行 秀 

1 1 番 近 藤 誠 

1 2 番 伊 賀 持 典 正 